

他人事じゃない！悪質商法

高齢者を狙う

10月は消費者月間です

平成19年度、市の消費者相談室では1,282件の消費者相談を受け付けました。前年度より40件減少していますが、高齢者からの相談が4分の1以上を占め、内容も架空請求や高齢者を狙った訪問販売など、悪質で解決に時間を要するものが増加しています。

悪質業者は高齢者の「お金」「健康」「孤独」という3つの不安に言葉巧みに近づいてきます。「自分だけは絶対に大丈夫」という油断は要注意！悪質商法の手口を知り、「きっぱり」断ることが大切です。

問 三鷹市消費者相談室(下連雀3-22-7) ☎47-9042

ワンポイントアドバイス

断るときのせりふは「必要ありません！」にしましょう。
～勧誘の電話に「結構です」「いいです」と言うと「OK」の意味だと受け取られかねません～

悪質商法の事例とアドバイス

点検商法

「建物や家財を無料点検」と言って家に上がりこみ、「床下がひどい事になっている」「布団が傷んで健康に良くない」などその説明で不安をあおり、工事や商品を契約させます。「無料」の言葉にはご用心！目的がはっきりしない場合は家に上げてはいけません。



催眠(SF)商法

街頭で試供品を配布し閉め切った会場に誘い、日用品などを無料(ただ同然の価格)で配り雰囲気盛り上げ、最後に高額の商品を売りつけます。それまでの商品が通常では考えられない安さだったために、最後の高額な商品も安いと勘違いしてしまう心理と会場の一体感を狙った手口です。「無料」商品はおとりです！また、買わずに会場を出るのは困難です。密室の会場には入らないようにしましょう。

利殖商法

「値上がり確実」などもうかることを強調し、高齢者をターゲットにしつこく電話や訪問を繰り返すなど、悪質な手口で未公開株や商品相場などの取引への投資や出資を勧誘します。セールストークをうのみにせず、望まない・仕組みが理解できない場合には「興味も関心もない」「必要ない取引なので契約しない」とはっきり断りましょう。

悪質商法の被害にあっても
落ち着いて！

チェックリスト

そこのあなたも要注意！自己チェックしてみましょう。以下の質問の当てはまるものにチェックしてください。

- 1 勧誘電話をなかなか切ることができない ☐
- 2 外見で人を判断しがちである ☐
- 3 人から頼まれると嫌といえない ☐
- 4 貸したお金を請求できない ☐
- 5 どんな失敗も成功のもとである ☐
- 6 知らない人ともすぐ友だちになれる ☐
- 7 やっぱりドラマは、人情ものに限る ☐

✓チェックが7コ
人の良すぎるあなたは、悪質業者のかっこうの的。このままでは、多額の借金を背負ってしまうかも...。時には心を鬼にすることも必要です。

✓チェックが5～6コ
優柔不断な面のあるあなた。すでに悪質商法にひっかかったことがあるのでは？「後悔先に立たず」くれぐれも注意しましょう。

✓チェックが3～4コ
自分だけは大丈夫といつも思っていないですか？悪質業者は、そんなあなたの心のすきまをねらっているのです。

✓チェックが2～1コ
最後のツメがまだまだ甘いですね。相手の強引な押しに負けないよう、断固とした姿勢できっぱり「必要ありません」といしましょう。

✓チェックが0
今後もこの調子で悪質商法を撃退しましょう。ただし、疑心はほどほどに。

くらしフェスタ IN みたか 第38回みんなの生活展

～知って 得するくらしフェスタ!!

同展実行委員会・市

催し物・各種展示

- 日** 10月24日(金)午前10時～午後4時、25日(土)午前10時～午後3時
- 所** 消費者活動センター
- 自転車でお越しの方は、すずかけ駐輪場(3時間まで無料)をご利用ください。
- 各種手作りコーナー(マイバッグほか)、各種情報コーナー
 - 生活用品活用市、おもちゃの病院、スタンプラリー、紙芝居
 - 野菜直販(25日のみ)、安全なおやつ販売
 - 年金相談
 - 包丁研ぎ、石けん販売
 - 陶磁器(ガラス・土鍋を除く)リサイクル回収
 - 古いTシャツを使った布ぞうり作り(午前10時～正午、各日12人、無料)

所 当日会場へ

布ぞうり作りのみ10月6日(月)午前9時から希望日(24日、25日)を同センター☎43-7874へ(先着制)。当日は大人用の古いTシャツ2枚、はさみ、筆記用具を持参。

記念講演会
「最近の輸入食品の問題について」
講師は(財)日本冷凍食品検査協会常務理事の東島弘明さん。
人 80人
日 11月6日(木)午前10時～11時30分
所 三鷹駅前コミュニティセンター
日 10月6日(月)午前9時から消費者活動センター☎43-7874へ(先着制)

クーリングオフ制度

訪問販売、電話勧誘などの契約解除には、クーリング・オフ制度を利用しましょう。契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外あり)に書面で相手方に通知します。クーリング・オフができる場合・期間など、くわしくは消費者相談室へお問い合わせください。

相談窓口	
●三鷹市消費者相談室	
月～金曜日の午前10時～午後4時(正午～午後1時と祝日・年末年始を除く)消費者活動センター1階	
相談専用電話	☎47-9042
(窓口開設時間以外は留守番電話で対応)	
●東京都消費生活総合センター	
消費生活一般	☎03-3235-1155
架空請求110番	☎03-3235-2400
高齢者被害110番	☎03-3235-3366
高齢消費者見守りホットライン	☎03-3235-1334
成年後見制度について	
・権利擁護センターみたか	☎46-1203
・家庭裁判所八王子支部	☎0426-42-5195

●空きびん・空き缶戸別収集説明会

	開催日時	開催場所	電話
第5回	10月11日(土) 午後2時30分～3時30分	新川中原 コミュニティ センター	49-6568
第6回	10月12日(日) 午後2時30分～3時30分	井の頭 コミュニティ センター(新館)	44-7321
第7回	10月14日(火) 午後7時～8時	井の頭地区 公会堂 (井の頭 5-10-24)	45-7340

11月から、資源ごみの分別のより一層の向上と資源の推進、回収拠点周辺にお住まいの方の負担軽減を目的として、井の頭・新川1・4・5丁目地区で空きびん・空き缶の戸別収集を試験的に実施します(試行地区全域において金曜日のオレンジコンテナ配布はありません)。

ほかのごみと同様に容器やかご、袋に入れて、当日朝8時までに各家庭の前に出してください。ただし団地やアパート、袋小路の場所では、これまでと同じ場所に出してください。収集できるびん・缶の種類については、リサイクルカレンダーの内容と変更ありませんのでご確認ください。空きびん・空き缶の戸別収集の試行にご協力をお願いします。

なお来年2月ごろには該当地区を対象として、戸別収集方式導入の効果等を評価するためのアンケートを実施する予定です。

モデル地区での戸別収集試行に関する説明会を実施しています(全7回)。



問 ごみ対策課 ☎内線 2533

空きびん・空き缶の戸別収集
をモデル地区で試行します